

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学評価委員会規程</b> (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6)～(8) } (略)</p> <p>2 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学広報委員会規程</b> (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) <u>総務部長</u></p> <p>(6) <u>総務部広報課長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学人事審査委員会規程</b> (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学人権委員会規程</b> (平成17年達示第147号)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6)～(8) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>渉外部長</u></p> <p>(6) <u>渉外部広報・社会連携推進室長</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2～3</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>渉外部広報・社会連携推進室</u>において処理する。</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局 (各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)) 第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)) に定める施設等をいう。)) をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)) 及び事務本部に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会 (以下「部局人権委員会」という。)) を置く。</p> <p>2～3 (部局の長の責務) } (略)</p> <p>第7条 (雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び職員課において処理する。 (後 略)</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局 (各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)) 第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)) に定める施設等をいう。)) をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)) 及び事務本部に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会 (以下「部局人権委員会」という。)) を置く。</p> <p>2～3 (部局の長の責務) } (同 左)</p> <p>第7条 (雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び人事課において処理する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国際教育プログラム委員会規程</b> (平成17年達示第52号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事及び学生担当の理事</p> <p>(2) 国際交流担当の理事</p> <p>(3) 国際交流推進機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(5) 国際交流推進機構国際交流センター長</p> <p>(6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>(7) 教育推進担当部長及び国際交流担当部長</p> <p>(8) 研究国際部留学生課長</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学総合博物館規程</b> (平成16年達示第53号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第6条 博物館の事務は、渉外部社会連携推進課において処理する。 (後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 学務部長及び研究国際部長</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>2～3</p> <p>(事務組織)</p> <p>第6条 博物館の事務は、渉外部渉外企画課において処理する。</p>

改正前	改正後
<p><b>京都大学における全学共通教育の実施に関する規程</b> (平成15年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) 高等教育研究開発推進機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 高等教育研究開発推進機構副機構長 (以下「副機構長」という。)</p> <p>(4) 各研究科長</p> <p>(5) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>学務部長</u></p> <p>(6) (同 左)</p> <p>2～3</p>
<p><b>京都大学環境安全保健機構規程</b> (平成17年達示第6号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条の2</u>の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p>
<p><b>京都大学国際交流推進機構規程</b> (平成17年達示第11号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条の4</u>の規定に基づき、京都大学国際交流推進機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学国際交流推進機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p>
<p><b>京都大学情報環境機構規程</b> (平成17年達示第13号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条の5</u>の規定に基づき、京都大学情報環境機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) <u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学情報環境機構 (以下「機構」という。) に関し必要な事項を定める。</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学図書館機構規程</b> (平成17年達示第17号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条の6第2項の規定に基づき、京都大学図書館機構(以下「機構」という。)に関し必要な事項について定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学産官学連携本部規程</b> (平成19年達示第43号)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条の7の規定に基づき、京都大学産官学連携本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学物質—細胞統合システム拠点規程</b> (平成19年達示第54号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第48条の規定による「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点(以下「拠点」という。)を置く。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学カウンセリングセンター規程</b> (平成16年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、総務部職員課及び学務部学生課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程</b> (平成13年達示第7号)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学図書館機構(以下「機構」という。)に関し必要な事項について定める。</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学産官学連携本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条の規定による「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点(以下「拠点」という。)を置く。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、総務部人事課及び学務部学生課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、総務部<u>広報課</u>に置く。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における個人情報の保護に関する規程</b> (平成17年達示1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は事務本部の室、<u>課若しくはセンター</u>をいう。以下同じ。）に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第20条 法第12条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の開示請求書の提出に際しては、法第13条第2項に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>広報課</u>に置く。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における法人文書の管理に関する規程</b> (平成12年達示第12号)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、総務部<u>総務課</u>に置く。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は事務本部の室若しくは課をいう。以下同じ。）に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第20条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>総務課</u>に置く。</p> <p>4 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第11条 部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は事務本部の室、<u>課若しくはセンター</u>をいう。以下同じ。）に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (1)～(3) } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成18年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 2～3 } (略)</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1)～(7) } (略)</p> <p>(8) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に</p>	<p>第11条 部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は事務本部の室<u>若しくは課</u>をいう。以下同じ。）に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (1)～(3) } (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 2～3 } (同 左)</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1)～(7) } (同 左)</p> <p>(8) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高</u></p>

改正前	改正後
<p>定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。</p> <p>(9)～(11) (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</b> (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(中 略) (相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリングセンター及び総務部職員課に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあってはカウンセリングセンター又は総務部職員課の、部局の相談窓口にあっては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学研究成果有体物取扱規程</b> (平成19年達示第58号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語</p>	<p><u>等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。</p> <p>(9)～(11) (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリングセンター及び総務部人事課に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあってはカウンセリングセンター又は総務部人事課の、部局の相談窓口にあっては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学受託研究取扱規程</b> (平成16年達示第97号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3～4 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学民間等共同研究取扱規程</b> (平成16年達示第98号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>4～5 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附金事務取扱規程</b> (平成16年達示第99号)</p>	<p>(1)～(5) } (同左)</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3～4 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>4～5 (同左)</p>



改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程</b> (平成16年達示第100号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第22条第2項、第36条第2項（第45条第8項及び第46条第7項において準用する場合を含む。）及び<u>第47条の7第2項</u>の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程</b> (平成18年達示第68号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第22条第2項、第36条第2項（第45条第8項及び第46条第7項において準用する場合を含む。）及び<u>第47条第2項</u>の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程</b> (平成19年達示第76号)</p> <p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>産官学連携担当の理事及び人事担当の理事</u></p> <p>(2) 部局の長 若干名</p> <p>(3) 学外の有識者 若干名</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び研究国際部産官学連携課において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>(1) 人事担当の理事</p> <p>(2) <u>産官学連携本部長</u></p> <p>(3) 部局の長 若干名</p> <p>(4) 学外の有識者 若干名</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部人事課及び研究国際部産官学連携課において処理する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程</b> (平成19年達示第62号)</p> <p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のう</u></p>

改正前	改正後
<p>く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学化学物質管理規程</b> (平成19年達示第74号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)～(3) }</p> <p>(4)「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学自家用電気工作物保安規程</b> (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略) (部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における動物実験の実施に関する規程</b> (平成19年達示第72号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)～(12) }</p>	<p><u>ち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(3) }</p> <p>(4)「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(12) }</p>

改正前	改正後
<p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学排水・廃棄物管理等規程</b> (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学防火規程</b> (昭和43年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学旅費規程</b> (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(5) }</p>	<p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(5) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条及び第47条の6を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長及び機構長（組織規程第3章第9節に定める機構等の長をいう。）及び物質—細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 （略） （後 略）</p>	<p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長及び機構長（<u>組織規程第47条第1項に定める機構等の長をいう。</u>）及び物質—細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>